

労働時間規制及び賃金水準の確保に関する米国制度の調査研究



(研究期間：平成29年度～平成30年度)

社会資本マネジメント研究センター研究部 社会資本システム研究室
室長 関 健太郎 主任研究官 市村 靖光 研究官 大嶋 大輔

(キーワード) 基準賃金、公正労働基準法、デービス・ペーコン法

1. はじめに

国土交通省は建設業における働き方改革をさらに加速させるため、「長時間労働の是正」、「給与・社会保険」、「生産性向上」の3分野の新たな施策をパッケージとしてとりまとめた「建設業働き方改革加速プログラム」を2018年3月20日に策定し、施策展開を図っている。本研究は、「働き方改革」、「建設業働き方改革加速プログラム」の推進に資する知見を得ることを目的に、「労働時間の管理」、「適切な賃金水準の確保」、「生産性向上」の3つの視点から米国制度及び発注者の関わりについて調査・研究を行った。

2. 日米の年間賃金の比較

日本と米国の職種別の労務単価を比較した。日本は賃金構造基本統計調査を用い、米国は労働省労働統計局の公表データを用いた。2015年の日本の建設業の平均賃金は5,126.3千円/年に対し、米国の建設業の平均賃金が55,893ドル/年であった。

3. 日米両国の労働時間・賃金水準制度の比較

労働時間の管理に関し、日本では割増賃金に係る率の最低限度も含め法律・政令により定めているが、米国では公正労働基準法により週40時間を上限とし40時間を超える場合は50%の割増時間外賃金を加算して支払うことを義務付ける制度となっている。最低賃金に関し日本では、2009年に千葉県野田市が全国で初めて公契約条例を制定させて以降、2018年1月時点で確認できただけで全国1,741自治体中18自治体で同様に条例を制定させているが、公契約条例

は多数を占めているとはいえない状況である。米国では、建設技能労働者の賃金はデービス・ペーコン法により賃金水準が保たれている。

4. 結論～生産性向上にむけて～

調査・研究の結果、米国では、作業内容と作業時間に基づく賃金が支払われていることを発注者が確認することにより、公平な競争環境が形成されており、建設会社が市場における競争力を強化するためには、建設現場の作業効率(生産性)を向上させることが必要となる制度となっていることが分かった。また、こうした制度は、公平な競争環境の確保を意図してつくられていることも分かった。

今後の研究課題は、米国における歴史的背景等、日本とは異なる社会条件が労働法制度に与える影響を考慮しつつ、入札価格に上限拘束がある日本特有の入札契約制度における、請負工事のダンピング対策・生産性向上の取り組みを含む発注者の役割に関する研究が挙げられる。また、外形的に把握しやすい建設現場の作業時間・作業内容を把握するための方法の研究も必要と考えられる。

5. 参考文献

本論文は、「労働時間規制及び賃金水準の確保に関する米国制度の調査研究(土木学会論文集F4(建設マネジメント), Vol. 74, No. 2, 2018)」より抜粋した。論文執筆に当たり、共同執筆者の東京大学大学院教授堀田昌英先生をはじめとする皆さまのご助言、ご協力に感謝いたします。